

○国土交通省告示第四百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ（仮称）まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 山梨県南巨摩郡南部町富士字矢島、字峯及び字平地内

2 使用の部分 山梨県南巨摩郡南部町富士字矢島、字峯及び字平地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県静岡市清水区吉原字亀割坂地内の新清水ジャンクションから山梨県南巨摩郡南部町富士字真篠地内の富沢インターチェンジ（仮称）までの延長20.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ（仮称）まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道中部横断自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成

16年法律第100号) 第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて高速道路株式会社法(平成16年法律第99号) 第2条第2項に規定する高速道路の新設を行うことができるとされているところ、本件事業については、中日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道中部横断自動車道(以下「本路線」という。)は、静岡市を起点とし、南アルプス市等を経由して佐久市に至る延長約132kmの路線である。

本路線が通過する山梨県中北地域(以下「本件地域」という。)は、農業が盛んな地域であり、すもも、ぶどう等の農産物が静岡方面等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、本件地域における物流等を担う主要幹線道路として一般国道52号(以下「現道」という。)があるが、現道は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が存在するほか、降雨による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、新清水ジャンクションにおいて高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線に接続するとともに、供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続することで、高速自動車国道中央自動車道西宮線とも連絡することから、広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、静岡県区間については都市計画手続において都市計画決定権者である静岡県知事が平成8年9月に、山梨県区間については旧建設省関東地方整備局が平成8年10月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに

得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年10月に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカギガタアオイ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、クマガイソウ等、準絶滅危惧として掲載されているエビネ、ニッケイ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全措置としては、カモシカについては、道路内への侵入が予測されることから、起業者は侵入防止柵を設置することとしており、オオタカ及びクマタカについては、営巣が確認されているため、工事の実施や供用後の道路の存在によって営巣地の放棄等の影響が予測されることから、起業者は専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて人工代替巣の設置等の適切な保全措置を講ずることとしている。カギガタアオイ、キンラン、クマガイソウ、エビネ及びニッケイについては、事業の実施により生育地が消失することから、起業者は移植を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、山梨県教育委員会との協議の結果、いずれもトンネル区間であり、埋蔵文化財に影響を与えない地下を掘削することから、工事によって当該埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれはないとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のうち、静岡県側の事業計画については、平成8年10月15日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているもので

ある。

また、山梨県側については、東側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、西側ルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は移転対象物件数は多いものの、取得必要面積は少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は、これまで降雨による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、山梨県知事を会長とする中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山梨県南巨摩郡南部町役場